

保険・年金 フォーカス

ソルベンシー II の準備は順調？

英国における現在の動き

保険研究部 主任研究員 安井 義浩

(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

1—ソルベンシー II は今どんな段階にあるのか

欧州のソルベンシー II は、やっと今年3月に議会で承認され、2016年1月からの適用が正式に決まったところだが、技術的な細部取扱 (Delegated Acts) はいまだE I O P A (欧州保険年金監督機構) で検討中という段階にある。

各国においては、この基準に基づき、2015年3月までにそれぞれの国内で法制化をしておく必要がある。その際、さらに具体的な取扱で、基準に明記されていないものについては、各国監督庁の判断に委ねられている部分もあり、そうした点につき各国ごとに準備が進められているところであろうと思われる。

今回はイギリスにおける動きを見てみる。イギリスにおいてはP R A (Prudential Regulation Authority ; 健全性規制機構) が保険監督の役割を果たしている。

6月から8月にかけてP R Aは、保険会社向けのコメントを相次いで発出することによって、保険会社と緊密な連携を保ち、保険業界が合意して実施できるような準備を進めているようである。

2—英国における検討状況 ～内部モデル、マッチングアジャストメントなど～

1 | 内部モデルの使用について

まず6月13日に出された文書が3つあり、その一つは各社の内部モデルの使用についての文書である。

ソルベンシー II においては、保険会社が自社のリスクを評価するために内部で独自にリスクモデルを使用することが認められるが、そのためには、監督当局の事前承認が必要となっている。また内部モデルの使用により、各社の特性に応じたリスク量計算ができることから、相当程度リスク量が減少

¹ <http://www.bankofengland.co.uk/pru/Documents/solvency2/insurancedirectorsupdatejune2014.pdf>

させられるとの期待もある。そのため、どのような精度のモデルであれば承認されるかが、保険会社の関心事である。

これについては、PRAは、2015年4月から承認を始めることとしているものの、現時点では保険会社の内部モデルがどの程度の水準に進展しているのかさえ、全体像が見えていない、という。逆に保険会社からすると、基準がはっきり定まっていないことから、検討が遅れている、という。両者相まって、なかなか期待される水準に達しないおそれがあると、PRAは認識している。

そこで2014年4～5月にかけては、責任準備金の計算や内部モデルの使用につき生保、損保にわけて保険業界と協議していたようであるが、それらも踏まえ、今後とも各社それぞれが監督当局と充分なすりあわせをするよう求めている。さらに内部モデルが承認されなかったとき、どうするかを考えておくことも要請している。(しかし、その場合には、いわゆる標準的な算式(Standard Formula)を使用せざるを得ないのではなかろうか?)

ソルベンシーIIにはほかにも、以下述べるような、発効までに決めておくべき技術的な細則が残っている。PRAはそうした国内基準を決めるために、保険会社のデータ提出を求めて平均的な要求水準を見積もったり、個々の保険会社と協議を重ねるなどの作業を、2015年3月のギリギリまで時間をかけて行うことも表明している。

2 | マッチング調整の詳細に関する議論

6月13日付けの残り2つの文書²はマッチング調整(Matching Adjustment)に関するものである。

マッチング調整は、負債を時価評価(将来キャッシュフローを現在価値に割り戻したものに当たる。)する際に、金利の短期変動による、長期の保険負債、資産の大きな変動を避けるために、使用する割引率に一定の緩和措置(金利を上乗せすることによる金額の軽減)を設けるイメージである。ただしそのためには、責任準備金に対応する資産が、相当程度明確に管理されていることが要求され、内部モデルと同様に、当局の事前承認が必要である。

その承認基準として、PRAは、今回の文書で以下のような考え方を示している。

- ・資産の適確性はケースバイケースであり、資産クラスがあらかじめ具体的に列挙された固定化されたリストを決めるわけではない。
- ・保険契約者に対する誠実な(プルーフ)資産運用がベースであり、マッチング調整もそうした資産運用を大前提とする。
- ・資産運用収益は、(負債と同様に)固定されたキャッシュフローであるべきであり、単に予想可能というだけでは認められない。
- ・以上の原則の下では、デリバティブなどを組み合わせた資産も有効とする。

また、上記のような点を踏まえた実態を調査するために、今回、保険会社に対し、現段階での試行とその結果の提出を求めた。

さらに8月になって、マッチング調整も含めたいいくつかの項目のあり方につき、関係者に意見募集

² <http://www.bankofengland.co.uk/prd/Documents/solvency2/matchingadjustmenttrialsubmission13june2014.pdf>

を行っているところである（11／7まで）。

3 | その他の事項と、保険業界の反応

7月25日³には、引き続きマッチング調整にも言及しつつ、さらに残る以下のような項目につき、原案を示している。

- ・グループレベルでの自己資本をどうみるか。
- ・繰延税金資産をどう評価するか。
- ・年金スキームをどう取り扱うか。

一方、こうした監督の動きに対して、保険業界の反応は、特に公式のコメントとしてはでていない。しかし、一旦ルール化されてしまうと、あとで何か不都合な点が見つかっても当面修正しにくいということで、水面下では、イギリス保険協会（Association of British Insurers; ABI）を中心として、基準内容の妥当性の検討や当局への申し入れの動きが行われているようだ。

また、英国の場合は年金契約が保有に占める割合が比較的高いことから、マッチング調整の効果が大きいこともあってか、PRAも保険業界も、細部規定の取扱には、他の国に比べて強い関心をもっているようだ。また保険業界側から見ると、「細部まで明文化されてしまうと、かえって適用しにくくなる、細部規定はあいまいなままでよいのだが。」といった声もあるようだ。

ドイツなど欧州の他の国は、マッチング調整の効果が限定的とみているのか、それほど関心が高くないと見える。ドイツは9月になって国内法の閣議決定までは進んでいるようだが、英国ほど活発な検討の様子は伝わってこない。（入手可能な情報に限界もあるのだが。）

3——今後の予定

さて、以上のように英国においては、意見募集や実態調査など様々な動きが並列に走っているわけだが、8月19日⁴の文書で今後のスケジュールがまとめられており、主なところでは、以下のようになっている。

10／17 PRAにおけるソルベンシーⅡ会議（PRA Solvency II conference）

（内部モデルの承認プロセス、当局への報告事項、標準公式の使用、保険会社と監督庁の連携などの検討）

10月中 USP（Undertaking-specific parameter：内部モデルほどではないが、会社の特徴を反映した係数）、承認プロセス、責任準備金の第三者レビューについての検討

上記の会議をうけてPRAからの指示の更新

11／7 マッチング調整についての意見募集締め切り

第4四半期内 その他残る課題の検討（ボラティリティ調整、経過措置、自己資本、グループのリスク管理、他地域との同等性等）

³ <http://www.bankofengland.co.uk/pradocuments/solvency2/solvency2updatejuly2014.pdf>

⁴ <http://www.bankofengland.co.uk/pradocuments/solvency2/insurancedirectorsupdateaugust2014.pdf>

なかでも 10/17 の会議は、当初 11 月に予定されていたものが前倒しになったものである。業界ともども納得できる基準をできる限り早めに定めて、不安を和らげようという動きになっている。逆に検討が長引きそうなので、早く論点を洗い出したいということかもしれない。それでもなお、検討課題には大きなテーマが残っており、今後の成り行きが気になるところである。

また、欧州全体の動きとしても、当初の予定では 9 月ごろに、E I O P A が主体となって細部規定の案を公表し、意見募集や検討の運びであったので、そちらの動きとの関連も注目していきたい。